

【特定健診データ提供料及び検査料】 請求時提出書類について

【対象者】

年度に1回、実施年度中に40歳になる方から75歳未満の被保険者及び被扶養者

※ その年度中に40歳になる方は、実施日に39歳でも対象となり、75歳になる方は、75歳の誕生日の前日までが対象となります

【データ提供料及び検査料】

①データ提供料

- ・電子媒体で届出 … 1件 500円
- ・紙媒体で届出 … 1件 200円

②検査料

- ・A ヘマトクリット値 … 1件 242円
- ・B 眼底検査（両目） … 1件 1,232円
- ・C HbA1c … 1件 530円

※ 検査料A～Cは、医師の判断により実施した場合、請求対象となります

ただし、当組合へ補助金請求する人間ドック等の検査結果を使用する場合は、請求対象となりません

【提出書類】

- ① 特定健診データ提供料及び検査料請求書（別紙4）
- ② 特定健診実施結果送付書（別紙6）
- ③ 特定健診結果データ（電子媒体 または 紙媒体）

【電子媒体で作成した場合】…XMLデータ または エクセルデータ（CD-ROMで提出）

- ・XMLデータとは ⇒ 国の電子的標準様式
- ・エクセルデータとは ⇒ 当組合の「各種補助金請求エクセルツール」を使用して作成

【紙媒体で作成した場合】…特定健診内容表（事業主⇒健保組合）（別紙1）

- ・外部委託の関係上、当組合専用書式（別紙1）以外は受付不可となります
- ・「読みやすく、判別しやすい字」で記入をお願いいたします（特に数字や漢字）
- ・「医師の総合判定」は、受診者へ送付する結果表にそのまま使用しますので、専門用語は避け、受診者が分かる内容でご記入ください

【注意点】

- ・データ提出は、毎年度1人1回となります。年度2回以上の健診受診者については、いずれかひとつの健診結果を提出してください
- ・特定健診後は、健診結果のレベルに応じて特定保健指導への受診となることから、健診データは月単位で速やかに提出してください
- ・人間ドックの補助金を請求したことで、特定健診のデータを提出したことにはなりませんので、人間ドックの補助金請求とは別にご提出をお願いいたします
- ・実施者が多数の場合、「別紙6」の氏名等を記載する欄に「別紙」と記載したうえで、実施者名簿を別途作成していただいても構いません
ただし、結果送付書の全項目が記載されるよう作成してください
- ・補助金の振込口座は事業所（主）の口座でお願いいたします
※ 口座名義は、銀行へ届け出た名義をご記入ください